

政令番号339 N-ビニル-2-ピロリドン

各都道府県での届出事業所からの「排出・移動先別の排出量・移動量」（平成25年度）  
 (E+nは×10<sup>n</sup>、例えばE+3は×1000の意味です。)

都道府県 コード	都道府県名	排出量(kg/年)				移動量(kg/年)			排出量・ 移動量 合計
		大気へ の排出	水域へ の排出	土壌への 排出・ 所内埋立	排出量 合計	下水道へ の移動量	廃棄物 搬出	移動量 合計	
1	北海道								
2	青森県								
3	岩手県								
4	宮城県								
5	秋田県								
6	山形県						3.8E+2	380.0	380.0
7	福島県								
8	茨城県						6.1E+1	61.0	61.0
9	栃木県						2.1E+3	2,100.0	2,100.0
10	群馬県								
11	埼玉県	6.0E+0			6.0		8.4E+1	84.0	90.0
12	千葉県						1.7E+2	170.0	170.0
13	東京都								
14	神奈川県						8.6E+2	860.0	860.0
15	新潟県	1.8E+1			18.0				18.0
16	富山県								
17	石川県								
18	福井県								
19	山梨県								
20	長野県								
21	岐阜県								
22	静岡県								
23	愛知県						4.2E+1	42.0	42.0
24	三重県								
25	滋賀県						1.3E+2	130.0	130.0
26	京都府						6.0E-1	0.6	0.6
27	大阪府					1.4E+1	1.0E+0	15.0	15.0
28	兵庫県								
29	奈良県								
30	和歌山県								
31	鳥取県								
32	島根県								
33	岡山県								
34	広島県						1.0E+1	10.0	10.0
35	山口県								
36	徳島県								
37	香川県								
38	愛媛県								
39	高知県								
40	福岡県								
41	佐賀県								
42	長崎県								
43	熊本県								
44	大分県								
45	宮崎県								
46	鹿児島県								
47	沖縄県								
全 国		2.4E+1			24.0	1.4E+1	3.8E+3	3,852.6	3,876.6

注1) 農業は使用先別使用量として別表に示す。